

広島県二次被害防止・軽減支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 県は、故意の犯罪行為により重大な被害を負った者やその家族のうち、報道機関による取材への対応等を弁護士に委嘱する者に対して、二次被害の軽減・防止に係る費用の負担軽減のため、予算の範囲内で広島県二次被害防止・軽減支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものも含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）をいう。
- (5) 二次被害 広島県犯罪被害者等支援条例（令和4年広島県条例第1号）第2条第4号に規定する被害をいう。

(支給対象者及び支給額)

第3条 支給対象者は、次に掲げる者とし、支給額は、230,000円とする。

- (1) 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した場合又は意思表示することができなくなった場合 犯罪被害者家族
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った場合 犯罪被害者
- (3) (1)、(2)に相当すると知事が認める者

(支給要件)

第4条 支援金は、支給対象者が次に掲げる全ての要件を満たすときに支給するものとする。

- (1) 支援金の申請時点で県内に居住していること。
- (2) 次に掲げる行為のいずれかを弁護士に委託する契約を締結していること。
 - ア 報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による取材への対応
 - イ 報道機関（報道を業として行う個人を含む。）に対する犯罪被害者等の意向や要望の通知・申し入れ等
 - ウ 二次被害の要因となるインターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼
 - エ その他二次被害の軽減・防止に資すると県が認める行為

(犯罪被害者家族の範囲及び順位)

第5条 支援金の支給対象者となる犯罪被害者家族は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 支給対象者となる犯罪被害者家族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(支援金を支給しないことができる場合)

第6条 知事は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者（支給対象者であつて18歳未満であつたものを除く。）又は第1順位犯罪被害者家族（18歳以上であつた者（第1順位遺族が二人以上ある場合にあつては、その全てが18歳以上であつたときのいずれかの者）に限る。）と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつた場合。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位犯罪被害者家族が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位犯罪被害者家族にも、その責めに帰すべき行為があつた場合。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位犯罪被害者家族が、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等

であった場合。

(4) その他、支援金を支給することが社会通念上適切でないとして知事が認める場合。

(支給の申請)

第7条 犯罪被害者家族が、支援金の支給を申請しようとする場合は、広島県二次被害防止・軽減支援金申請書【犯罪被害者家族用】(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様式第3号)に、次の各号に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者が死亡したこと又は犯罪被害により意思表示することができないことを確認できる書類(死亡診断書の写し、医師の診断書の写し等)
- (2) 申請者が申請時に県内居住していることが確認できる書類(発行日から3ヵ月以内の住民票の写し等)
- (3) 申請者が第4条第2号に規定する行為を弁護士に委託していることが確認できる書類(委託契約書の写し等)
- (4) 申請者と犯罪被害者の続柄を確認することができる書類(戸籍謄本又は抄本等)
- (5) 申請者が犯罪被害者の生計維持家族の場合は、生計維持関係が確認できる書類(健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等)

2 犯罪被害者が、支援金の支給を申請しようとする場合は、広島県二次被害防止・軽減支援金申請書【犯罪被害者用】(様式第2号)及び犯罪被害申告書(様式第3号)に、次の各号に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 重傷病を負ったことを確認できる書類(医師の診断書の写し等)
- (2) 申請時に県内居住していることが確認できる書類(発行日から3ヵ月以内の住民票の写し等)
- (3) 第4条第2号に規定する行為を弁護士に委託していることが確認できる書類(委託契約書の写し等)

3 申請者は、犯罪被害を知った時から1年以内に申請をしなければならない。

(支給の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査するとともに、必要に応じて関係機関への照会等を行い、支援金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(支給の方法)

第9条 支援金の支給は、口座振替依頼書(様式第4号)による口座振替払により行うものとする。

(支給決定の取り消し)

第 10 条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が当該支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、支援金の支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第 11 条 前条の規定により支援金の支給決定を取り消された者は、既に支援金が支給されているときは、知事が定める日までに支援金を返還しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。